

平成28年第5回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成28年5月10日(火)

午後1時30分開会

801会議室

日程	議 題	
第1		会議録署名委員の指名
第2	議案第27号	小金井市文化財保護審議会委員の委嘱について
第3	議案第28号	小金井市図書館協議会委員の委嘱について
第4	報 告 事 項	1 小学校オーケストラ鑑賞教室について
		2 ウオーキングフェスタ東京について
		3 その他
		4 今後の日程
第5	代処第12号	職員の分限処分に関する代理処理について
第6	代処第13号	職員の分限処分に関する代理処理について

議案第 27 号

小金井市文化財保護審議会委員の委嘱について

小金井市文化財保護条例第 39 条に定める小金井市文化財保護審議会委員(第 6 期)を別紙のとおり委嘱する。

平成 28 年 5 月 10 日提出

小金井市教育委員会  
教育長 山本修司

(提案理由)

小金井市文化財保護審議会委員が、平成 28 年 3 月 31 日をもって任期満了となったので、新たに委員を委嘱するため、本案を提出するものであります。

別 紙

小金井市文化財保護審議会委員（第6期）候補者

任期 自：平成28年5月11日

至：平成30年5月10日

	氏 名	専門分野	職業等
1	たなか つるよ 田中 鶴代	高分子化学・博物館学	元東京農工大学助教授
2	にのみや しゅうじ 二宮 修治	文化財保存科学	東京学芸大学講師
3	こじま のりお 孤島 法夫	郷土史	真蔵院住職
4	いとう ひろひさ 伊藤 裕久	建築学	東京理科大学教授
5	すずき ひろゆき 鈴木 廣之	美術史	東京学芸大学教授

議案第28号

小金井市図書館協議会委員の委嘱について

小金井市図書館協議会条例第3条に定める小金井市図書館協議会委員  
(第14期)を別紙のとおり委嘱する。

平成28年5月10日提出

小金井市教育委員会  
教育長 山本 修司

(提案理由)

小金井市図書館協議会委員(第14期)のうち1号委員 学校の代表者の辞職に伴い平成28年3月31日をもって任期終了となるので、新たに委員を委嘱する必要があるため、本案を提出するものであります。

別紙

第14期小金井市図書館協議会（補欠委員）名簿

任 期 平成28年 4月 1日から  
平成29年10月31日まで

氏 名	住 所	年 齢	推 薦 団 体
おおとも けいぞう 大友 敬三	小金井市東町1-5-33	58	小金井市立 小中学校校長会

○小金井市図書館協議会条例

平成元年3月4日条例第3号

改正

平成17年3月2日条例第7号

平成23年9月22日条例第16号

小金井市図書館協議会条例

(設置)

第1条 小金井市立図書館（以下「図書館」という。）の適正な運営を図るため、図書館法（昭和25年法律第118号）第14条の規定に基づき、小金井市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、図書館の運営に関し小金井市立図書館長（以下「館長」という。）の諮問に応じる。

2 協議会は、図書館の行う図書館奉仕について館長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者で、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する委員10人以内をもつて組織する。

- (1) 市内に設置された学校が推薦した学校の代表者 1人以内
- (2) 市内の社会教育関係団体が推薦した団体の代表者 1人以内
- (3) 社会教育委員 1人以内
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人以内
- (5) 学識経験者 3人以内
- (6) 市民 3人以内

2 前項第6号の委員は、公募によるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長が務める。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

社会教育委員	日額	7,600円
--------	----	--------

を

「

社会教育委員	日額	7,600円
図書館協議会	会長	日額 8,400円
	委員	日額 7,600円

」

に改める。

付 則 (平成17年3月2日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、平成17年11月1日以降に委嘱する委員の組織から適用する。この場合において、改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の際現に委員に委嘱されている者の平成13年11月1日以降の任期についても通算して適用する。

付 則 (平成23年9月22日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市図書館協議会条例の規定は、この条例の施行の日以後に委嘱する委員の組織から適用する。

(準備行為)

- 3 前項に規定する委嘱に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。



○小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱

平成11年4月13日制定

改正

平成13年9月1日

平成17年7月12日

平成19年4月1日

平成21年4月1日

平成23年11月1日

平成24年12月4日

小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び小金井市図書館協議会条例（平成元年条例第3号）第3条の規定に基づき、小金井市図書館協議会委員候補者（以下「候補者」という。）の選出について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選出基準)

第2条 候補者の選出は、次の各号に基づき行うものとする。

- (1) 市内に設置された学校が推薦した学校の代表者 1人以内
- (2) 市内の社会教育関係団体が推薦した団体の代表者 1人以内
- (3) 社会教育委員 1人以内
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人以内
- (5) 学識経験者 3人以内
- (6) 市民 3人以内

(推薦依頼方法)

第3条 候補者の推薦依頼方法は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 学校の代表者 小金井市立小中学校長会に対し、候補者の推薦を依頼する。
- (2) 社会教育関係団体の代表者 当該年度の小金井市社会教育関係団体の内、青少年育成館関係団体、女性問題関係団体、福祉・ボランティア・環境関係団体、及び学習・研究等各種団体に対し、候補者の推薦を依頼する。

(3) 社会教育委員 社会教育委員の会議に対し、候補者の推薦を依頼する。

(4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 小金井市立小中学校PTA連合会等に対し、候補者の推薦を依頼する。

(選出方法)

第4条 前条に基づき推薦があった候補者及び第2条第5号に規定する学識経験者3人以内は学者等を含め、小金井市図書館協議会委員候補者選考会議（以下「選考会議」という。）に諮り決定するものとする。

(公募委員)

第5条 第2条第6号の委員は、公募によるものとし、選考方法については別に定める。

(補欠委員)

第6条 補欠委員は、前任者の残任期間が選出、選考期間を除いて1年以上ある場合に限り置くことができる。ただし、第2条第1号から第4号までに規定する委員の補欠委員を置く場合は、この限りでない。

(選考会議)

第7条 選考会議は、教育長、生涯学習部長、学校教育部長、生涯学習課長、図書館長及び公民館長をもって構成する。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成11年4月13日から施行する。

付 則（平成13年9月1日）

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

付 則（平成17年7月12日）

この要綱は、平成17年7月12日から施行し、この要綱による改正後の小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱の規定は、平成17年11月1日以降に委嘱する委員の選出から適用する。

付 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成23年11月1日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の小金井市図書館協議会委員候補者選出要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に委嘱する委員の選出から適用する。

(準備行為)

- 3 前項に規定する委嘱に必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則 (平成24年12月4日)

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

## 第21回ウォーキングフェスタ東京ツデーマーチについて

- 1 開催日 平成28年4月30日(土)及び5月1日(日)
- 2 開催地
  - (1) 中央会場(受付、スタート及びゴール): 都立小金井公園・いこいの広場
  - (2) コース: 武蔵野市、小金井市、小平市、西東京市を中心とする多摩・武蔵野地域
- 3 主催 第21回ウォーキングフェスタ東京実行委員会  
〔小金井市、日本ウォーキング協会、朝日新聞社、東京都公園協会〕
- 4 コース・参加者数等

コース	距離	参加者数		
		4月30日	5月1日	合計
サクラコース (多摩湖・玉川上水方面)	30km	1,182人	—	1,182人
	20km	1,468人	—	1,468人
	10km	1,054人	—	1,054人
ハナミズキコース (深大寺・武蔵国分寺方面)	30km	—	1,128人	1,128人
	20km	—	1,466人	1,466人
	10km	—	952人	952人
エンジョイコース	5km	226人	208人	434人
合計		3,930人	3,754人	7,684人

- 5 中学生ボランティア  
参加者数 51人(延べ66人)

## 文化財センター季節展について

- 1 開催期間 平成28年4月5日（火）から5月8日（日）まで
- 2 時間 午前9時から午後4時30分まで
- 2 場所 小金井市緑町3-2-37 裕恩館公園内  
小金井市文化財センター（旧裕恩館）
- 3 内容 季節展『小金井桜展』  
江戸時代から花見の名所として世に知られた玉川上水堤の小金井桜について、文化財センターが所蔵する錦絵、絵葉書、写真、文献等、多くの資料によってたどった。

## 4 期間中の来館者数

	個人	団体	計	開催日数	1日平均
市内	179人	71人	250人	30日	8.3人
市外	196人	25人	221人	30日	7.4人
計	375人	96人	471人	30日	15.7人

## 教育委員会の今後の日程

平成28年5月10日

会 議 名	日 時	場 所	出 席 者
東京都市町村教育委員会 連合会第60回定期総会	5月19日(木) 午後2時	東京自治会館講堂	全委員
平成28年 第6回教育委員会定例会	5月24日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成28年度関東甲信越静市 町村教育委員会連合会総会及 び研修会(東京大会)	5月27日(金)	東京都八王子市 オリンパスホール 八王子	鮎川委員 福元委員
平成28年 第7回教育委員会定例会	7月12日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成28年 第8回教育委員会定例会	7月26日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員